主 文 本件抗告を棄却する。 ユニュ 理 ニュー由

本件抗告の要旨は、(一)被告人の住居は大阪府和泉市 a 町 b 番地の c であり、被告人に対する岸和田簡易裁判所昭和四〇年(ろ)第一三二号公職選挙法違反被告事件の犯罪地は同市 d 町であるから、原裁判所が右被告事件を土地管轄のない大阪簡易裁判所に移送したのは違法である。かかる違法な移送決定に対する即時抗告には「著しく利益を害される」ことの疎明を要しないと解するのが相当である。

(二)のみならず弁護人は大阪簡裁に係属中のAらと本件被告人とが共謀共犯の関係にあり、証拠調の便宜を理由として本件移送の申立をもるのAらとは対して本件移送の申立をもして、右Aらとは単独の関係にあるのは大阪地裁に係属中のBらである。とは前のとは大阪地裁に係属中のBらである。とは前のとは、であるとは前の関係にはないのである。それであるとは前の関係にはないのである。それであるとは一個であるに多数係属しているのであるらば右にとが予想され、その場合本件被告人を含め実に四四名の供与者に必要されることが予想され、その場合本件被告人を含め実に四四名の供与者に必要されるにとが予想され、被供与者ニニー名が大阪市を含む大阪府内各地によるが共同被告人とは明明を持ている場合を表して出頭する場合を表したのである。ととなり、対域に対して出頭するは、対域に対して、大阪市を含む大阪で、大阪市を含む大阪である。とになるのである。とになるのである。関係人の利益は表して出頭はならずその時間的損失は大きく、関係人の利益と言されるのである。

も著しく害されるのである。 以上いずれの点からみても本件移送決定は許されないから、その取消を求めるため本件抗告に及んだ、というのである。

よつて記録を調査すると、被告人は昭和四〇年八月二八日公職選挙法違反被告事 件により岸和田区検察庁から同簡易裁判所へ起訴されたところ、同裁判所は弁護人 の請求に基づき同年――月四日刑事訴訟法―九条―項により右被告事件を大阪簡易 裁判所へ移送したこと、被告人の住居ならびに右被告事件の犯罪地はいずれも検察官主張のとおりであることが認められる。そうだとすると、大阪簡裁は右被告事件につき土地管轄を有しないことが明らかであるところ、同法一九条一項にいう「他の管轄裁判所」とは、当該事件について土地管轄を有〈要旨〉する裁判所をいうので あるから、原裁判所が土地管轄のない大阪簡裁に事件を移送したのは違法であると いわ〈/要旨〉なければならない。しかしながら、一旦移送がなされた以上移送を受 けた裁判所は原則として移送の決定に拘束されるものであり、同法四二〇条一項が 管轄に関する決定に対しては特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合 を除いては、抗告ができないと定めているところ、同法が即時抗告が認めているのは同法一九条三項に規定する要件を備えている場合に限られているのであるから、 管轄に関する決定に前記のような違法があつても、それだけでは直ちに即 時抗告が許されるものではない。そして若し、同条三項が適法な決定をした場合に おける即時抗告の要件を定めたものと解すると、違法な決定で、しかも同条三項の 要件を、具備しているのに拘らず、これに対して抗告はもとより、即時抗告もできないことになり適法な決定の場合に比し甚だ不合理な結果を生じるから同条三項に いう「移送の決定」とは土地管轄を有しない裁判所へ移送した、いわゆる本件のよ うな違法な移送決定をした場合をも含むと解するのが相当であり、その場合にも同 条三項に従い右決定により著しく利益を害されることを疎明しなければならないこ とは規定上当然のことであり、これと異なる見解は採用することができない。そこ で進んで本件決定が同条三項所定の要件を具備しているかどうかを考えるに記録に よると、本件被告人の事犯に去る昭和四〇年七月四日施行の参議院議員通常選挙に 際し全国区から立候補したCのため選挙人に対しポットスタンドを供与したという のであり、右事犯につき本件被告人と共謀関係にあるのは大阪地裁に係属中の公職 選挙法違反被告事件(同庁昭和四〇年(わ)三七三〇号)のうち、被告人B外二名 であって、大阪簡裁に係属中の被告人ASに対する公職選挙法違反被告事件の事実 は、本件被告人と同様ポットスタンドを供与したというだけであつて、本件被告人 に対する供与事犯と同種の事犯であるとはいえ並列関係にあるだけで関連事件の関 係にあるとは認められないところ、同法一九条一項の移送は関連事件であると否と を問わず、被告人の利益や証拠調の便宣上他の管轄裁判所で審理したほうが適当で あると認められる場合に移送を可能にしょうという制度であつて、ただこれによつ て著しく利益が害されることのないようにするため同条三項の規定が設けられてい

るのである。而して本件移送の申立は被告人の代理人たる弁護人の申立によるものであり、かつ右の移送申立権は弁護人の固有権に属せず本人たる被告人の意思に反 してはすることができないのであるから、特別の事情のない本件では被告人の意思 に合致しているものということができる。そうだとすると、本件移送決定により被 告人の利益が著しく害されるという検察官の主張は当らない。(反対に本件移送の 市人の利益が着して古されるという検索官の生成は当らない。 、及れに金に移足の 申立が却下されたとしても、それにより被告人の利益が著しく害されるとは必ずし もいえない。) 又記録によると、本件被告事件と同種の梶原派に関する他の被告事 件が大阪地裁管内の各簡裁に多数係属しいること、そのうち西淀川(被告人一 名)、堺(被告人三名)、佐野(被告人一名)の各簡裁は移送の申立により大阪簡 易に移送の決定をなし、富田林、羽曳野の各簡裁は移送申立を却下し、池田、枚 方、生野、布施の各簡裁では移送申立に対する決定を留保中であること(阿倍野、 茨木各簡裁では移送の申立がない)が認められるが、その全部が大阪簡裁に集中す るとは考えられないから、検察官の主張はその前提を欠くきらいがある。ただ大阪 簡裁が係属事件を全部併合した場合には同一公判における審理上被告人の数が増え ると共に多数の被供与者を証人として調べることになると、審理に日時を要し当該証人と関係のない被告人までも出頭を余儀なくさせられる場合が起り得るから、訴訟の遅延や記録の膨大化を防ぐためには各別の裁判所で審理することが望ましいけ れども、それはあくまでも、併合決定をした場合においていえる事柄であつて、本 件事件は他の事件と併合する必要のない事件であるから大阪簡裁は他の事件と併合 審理をするものとは断定し難い。そうだとすると所謂は併合決定がなされるものと の仮定に立つた見解であるから採用できない。又仮に併合決定がなされたとすれば、裁判所は審理の上にその必要を感じたもので、それだけの利益があると考えられると共に現在における前記状況から考えると他の裁判所が競つて同種事件を大阪簡裁に移送するとは予想できず(大阪簡裁に土地管轄がない場合が多いから)、か つ検察官が公判を維持する上においてある程度の煩雑を伴うことは職務上やむ得な いから、本件移送決定により検察官が著しく利益を害ざれるともいえない。そし て、本件被告事件の被供与者三名の住居は和泉市内であることが記録上明らかであ るところ、同人らが証人として岸和田簡裁に出頭するのと大阪簡裁に出頭するのと ではさほど大きな時間的損失があるとは考えられず、これがため著しく利益が害さ れるものではない。

従つて、本件移送決定により著しく利益を害されるとの疎明がないから本件抗告 は理由がないことに帰し、刑事訴訟法第四二六条一項により主文のとおり決定す る。

(裁判長裁判官 笠松義資 裁判官 田中勝三 裁判官 荒石利雄)